

## 第 56 回社会保険労務士試験の実施について

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 56 回社会保険労務士試験を次のように実施する。

令和 6 年 4 月 12 日

厚生労働大臣 武見 敬三

1 試験地 北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県

2 試験日 令和 6 年 8 月 25 日（日）

3 試験科目

選択式試験 8 問

労働基準法及び労働安全衛生法 1 問

労働者災害補償保険法 1 問

雇用保険法 1 問

健康保険法 1 問

厚生年金保険法 1 問

国民年金法 1 問

労務管理その他の労働に関する一般常識 1 問

社会保険に関する一般常識 1 問

択一式試験 70 問

労働基準法及び労働安全衛生法 10 問

労働者災害補償保険法 7 問

雇用保険法 7 問

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 6 問

健康保険法 10 問

厚生年金保険法 10 問

国民年金法 10 問

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識 10 問

4 法令等の適用日 解答に当たり適用すべき法令等は、令和 6 年 4 月 12 日（金）現在施行のものとする。

5 受験資格

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学において学士の学位（同法第 104 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

- (2) 旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）による高等学校高等科、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学予科又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
- (4) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して 3 年以上になる者
- (5) 行政書士となる資格を有する者
- (6) 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して 3 年以上になる者
- (7) 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して 3 年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。（8）において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して 3 年以上になる者
- (8) 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して 3 年以上になる者
- (9) 厚生労働大臣が前記(1)から(8)までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 6 受験手続

### (1) 受験申込書、受験案内等の交付

- ア インターネットによる受験申込みを希望する場合　社会保険労務士試験オフィシャルサイトに受験案内等を掲載し閲覧できるようする。  
(社会保険労務士試験オフィシャルサイト <https://www.sharosi-siken.or.jp/>)
  - イ 郵送による受験申込みを希望する場合　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 5 階 電話 03-6225-4880）（以下「試験センター」という。）への請求に応じて、試験センターから郵送する。なお、試験センターへの請求は郵便によることとし、封筒の表面に「受験案内 請求」と朱書の上、返信用封筒（角形 2 号）を同封して 1 人 1 部ずつ請求すること。また、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、140 円（速達の場合は 400 円）分の切手を貼ること。
  - ウ 交付期間　令和 6 年 4 月 12 日（金）から 5 月 31 日（金）まで
- (2) 受験申込み　受験希望者は、インターネットでの受験申込み又は郵送での受験申込書の提出を行うこと。受験申込みに当たっては、次に掲げる書類等を受験申

込先に提出すること。

- ア 受験資格を有することを明らかにできる書類
- イ 写真
- ウ 下記(3)の受験手数料の納付を証明する書類（郵送による受験申込みの場合）

なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請を行うこと。

また、この申請に当たっては、社会保険労務士法別表第2の下欄に掲げる者に該当することを明らかにできる書面を提出しなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。

(3) 受験手数料 受験手数料は、試験センターが指定する方法により 15,000 円を払い込むことにより納付すること。

(4) 受験申込先 試験センター

(5) 申込受付期間

ア インターネットによる受験申込みの場合 令和6年4月15日（月）10時00分から5月31日（金）23時59分までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ 郵送による受験申込みの場合 令和6年4月15日（月）から5月31日（金）まで簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和6年5月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(6) 試験地変更の取扱い 受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする者は、令和6年6月14日（金）17時30分までにあらかじめ試験センターへ問い合わせた上、簡易書留郵便にて必要となる書類を試験センターへ提出すること。

7 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから受験申込者に送付する。

8 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和6年10月2日（水）に厚生労働省のホームページ及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトにおいて公表するほか、10月15日（火）に合格者本人あて合格証書を発送する。また、令和6年10月下旬に合格者の受験番号を官報において公告する。

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。
- (2) 身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。
- (3) 試験の詳細については、受験案内に記載する。